

令和3年8月12日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

(株) 潤沼建設工業 茨城県東茨城郡茨城町上石崎3948

令和3年8月12日～令和3年8月25日（2週）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

当該有資格者は、茨城県発注の緑地等整備工事において、令和元年11月12日、誘導員を配置せずに重機の作業半径内で作業員に作業を行わせるなど、安全管理措置の不適切により、作業員1名が死亡する工事関係者事故を発生させた。

これにより同社は、令和3年1月7日、労働安全衛生法違反により水戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

また、これらのことを受け、関東地方整備局が令和3年7月28日付けで当該有資格者に対する指名停止措置を行っている。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のこととは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第8号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上